

高知県動物愛護推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 行政と県民が一体となって動物愛護及び適正飼養の普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心豊かな社会づくりを進めるため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、高知県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の業務)

第2条 協議会は次に掲げる業務を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養を推進するための意見交換及び総合調整に関すること
- (2) 高知県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の委嘱の推進に関すること
- (3) 推進員の活動の支援に関すること
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(構成)

第3条 協議会は次に掲げる団体をもって構成し、協議会の構成員（以下「委員」という。）は、各団体の代表者が推薦する者とする。

- (1) 高知県
- (2) 高知市
- (3) 社団法人高知県獣医師会
- (4) 社団法人日本愛玩動物協会高知県支部
- (5) 動物ネットこうち
- (6) 財団法人高知県のいち動物公園協会
- (7) その他知事が認める団体等

2 委員は、各団体3名以内とする。

3 協議会には、会長、副会長及び監事を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議には、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(旅費)

第5条 委員が協議会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときの旅費は、各委員がそれぞれ負担する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務及び会計は、高知県健康政策部食品・衛生課がこれを処理する。

(経費)

第7条 協議会の運営に必要な経費は、協議会の趣旨に賛同する者の助成金または寄附金をこれに充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年6月9日から施行する。

～ 省 略 ～

附 則

1 この要綱は、平成21年9月10日から施行する。